



平成 22 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	メ デ カ ジ ャ パ ン
代 表 取 締 役 名	代 表 取 締 役 社 長	小 山 康 文 ( J A S D A Q ・ コード 9707 )
問 い 合 わ せ 先	管 理 本 部 長	小 野 吉 広
電 話 番 号	管 執 行 役 員	048 (631) 0010

## 内部統制システムの基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、今年度の内部統制システムの運用の成果を踏まえ、その改善を図るため、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会を定期的で開催して、取締役が相互に職務執行の法令・定款の適合性を監視するための十分な体制を構築する。
- (2) 企業倫理綱領、そよ風憲章、「倫理・コンプライアンス規程」を定め、これに基づいて、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をする。
- (3) 営業部門及び管理部門とは独立した法令遵守統括室を置き、全社的な管理を行うとともに、部署又は支社ごとに法令遵守担当者を置いて現場ごとのきめ細かい管理を行い、その結果を取締役会へ報告する。
- (4) コンプライアンス体制の強化を図る為、内部監査室による監査及び内部通報規程に基づき、法令違反行為、社内規則違反行為等を通報し、法令遵守統括室及び賞罰委員会でその調査を行い、迅速かつ適切な対応をするとともに、内部統制上の問題点の是正及び予防に努める。
- (5) 社内で発生する事故をレベル別に管理し、緊急連絡網に則り迅速に対応をする。
- (6) 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関係法令並びに大阪証券取引所規則との適合性を確保するため、内部統制委員会を設け、その結果を評価し取締役会に報告する。

#### 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できる。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」に基づき、業務遂行を阻害する損失の危険を予防し、企業価値の保全を図る。
- (2) 取締役会は介護事業における施設、品質、情報セキュリティ等、経営に関わるリスク管理を統括する。取締役会は、全社的にリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行う。
- (3) 経営に重大な影響を与えられる事態が発生した場合（危機時）、取締役会は、取締役の中から対策責任者を任命し、対応を指揮するとともに、その状況を適宜取締役会に報告する。その他、臨機応変に対応することができるようにするため、予め、リスク管理レベル及び緊急連絡網を整備し周知する。
- (4) 内部監査室は、代表取締役直轄の組織として、内部統制の観点から、各部門の業務の適法性及び妥当性並びにリスクの存在の有無について監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役に報告する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、会議を開催して、環境変化に対応した当社の将来ビジョンと経営計画を策定し、中期経営計画を具現化するため、毎期、業績目標を設定して全社に周知徹底する。設備投資、新規案件については、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に効率的な人的配分を行う。
- (2) 取締役会は、会議を開催して、月次の業績及び目標に対する評価・分析を行い、必要に応じ対策を行う。
- (3) 経営と執行を効率的に行うため、執行役員制度を導入すると共に、有効な職務権限規程・稟議決裁規程を定め、業務執行組織を運営する。
- (4) 取締役会からの独立性を確保しつつ企業経営に関するアドバイザリーボードとしての特別委員会を設置する。
- (5) 経営の迅速化と機動性を確保するため、ITの活用体制を整備する。

### 5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社それぞれの事業経営・管理については、「関係会社管理規程」に基づいて、経営企画室が統括し、毎月関係会社から月次報告を受け、各社の経営成績及び財務の状況を確認するとともに、業務の適法性、妥当性及びリスク管理などの状況を把握する。また、関係会社の重要事項については、機関決定する前に、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- (2) 内部監査室は関係会社に対する監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性に関する事項

当社は監査役の求めに応じてその職務を補助するための従業員を任命する。その任命にあたっては取締役からの独立性を確保するため、監査役と事前に協議を行う。

- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**  
代表取締役及び取締役は監査役に対して、取締役会等の重要な会議における決定事項、法定事項のほか、コンプライアンス等の内容を随時報告する。
- 8. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制**
- (1) 監査役は、あらゆる会議への出席権限を有する。
  - (2) 監査役の取締役及び使用人に対する調査・是正権限を具体化する体制を整備する。
  - (3) 監査役は、法令遵守統括室、管理部署、内部監査室との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行う等連携を図る。
  - (4) 監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、会社は公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携が取れる環境を整備する。
- 9. 反社会的勢力排除に向けた体制**  
反社会的勢力との関係排除については、社会的責任及び企業防衛から「倫理・コンプライアンス規程」に明記し、反社会的勢力に対して一切の関係を拒絶するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的に対応を行う。

以上